

新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（令和2年9月7日～9月13日）

1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

(1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
中国	108	805	913
ベトナム	419	185	604
韓国	28	469	497
フィリピン	39	213	252
台湾	10	181	191
タイ	129	33	162
米国	45	102	147
インドネシア	40	51	91
パキスタン	0	82	82
マレーシア	9	50	59
その他	151	547	698
合計	978	2,718	3,696

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

イ 在留資格別

入管法別表第1		新規入国	再入国	合計
高度専門職		2	23	25
経営・管理		1	125	126
技術・人文知識・国際業務		55	331	386
企業内転勤		0	38	38
介護		0	0	0
特定技能		33	13	46
技能実習		360	44	404
短期滞在		155	0	155
留学		83	798	881
研修		0	0	0
家族滞在		28	303	331
その他		54	272	326
小計		771	1,947	2,718
入管法別表第2				
永住者		0	507	507
日本人の配偶者等		128	154	282
永住者の配偶者等		32	20	52
定住者		47	90	137
小計		207	771	978
合計		978	2,718	3,696

注意

1. 特段の事情による入国者には「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）の1に基づく入国、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したものが含まれる。
2. 「中国」には香港、マカオを含む。
3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である（以下同じ）。
4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である（以下同じ）。
5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である（以下同じ）。

(2) (1)のうち、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
タイ	109	2	111
ベトナム	400	6	406
合計	509	8	517

イ 在留資格別

入管法別表第1		新規入国	再入国	合計
高度専門職		2	0	2
経営・管理		0	2	2
技術・人文知識・国際業務		52	2	54
企業内転勤		0	0	0
介護		0	0	0
特定技能		33	0	33
技能実習		360	4	364
短期滞在		62	0	62
研修		0	0	0
特定活動		0	0	0
合計		509	8	517

注：「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国

(3) 乗員上陸許可者数

米国	1,708
フィリピン	865
オランダ	157
中国	157
インドネシア	127
フランス	118
インド	113
カナダ	91
トルコ	71
ドイツ	68
その他	748
合計	4,223

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
0	11	11